

幸田町高齢者肺炎球菌任意予防接種事業実施要綱

平成28年4月1日

要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者における肺炎の予防及び重症化防止に寄与することを目的とする肺炎球菌感染症に係る予防接種であって、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき町が行う定期予防接種に該当しないもの（以下「任意予防接種」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 任意予防接種は、次の各号のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 任意予防接種を受ける年度の末日において65歳以上である者
- (3) 接種日前5年までの間において肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない者

(実施方法)

第3条 任意予防接種は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の例により実施する。

2 任意予防接種は、予防接種を行うことができる医療機関として町長が指定する病院、診療所その他町長が適当と認めるもの（以下「指定医療機関」という。）において行う。

(実施期日又は期間)

第4条 任意予防接種は、町長が指定する期日又は期間に実施する。

(接種の手續)

第5条 任意予防接種を受けようとする者は、高齢者肺炎球菌任意予防接種予診票交付申請書（様式第1号）を提出し、町長から予診票の交付を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に予診票を交付するものとする。

3 前項の規定により予診票の交付を受けた者は、当該予診票を指定医療機関に提出して任意予防接種を受けるものとする。

4 前項の規定により予診票の交付を受けた者であって、紛失その他やむを得ない理由により予診票の再交付を申請するもの（次項において「再交付申請者」という。）は、高齢者肺炎球菌任意予防接種予診票再交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、再交付申請者に予診票を再交付するものとする。

(費用)

第6条 任意予防接種に要する費用については、当該予防接種を受けようとする者は自己負担金として2,000円を負担し、町は当該費用から当該自己負担金の額を控除した額を支弁するものとする。

(自己負担金の免除)

第7条 町長は、任意予防接種を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

前条の規定による自己負担金を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が属する世帯に属する者

(2) 当該年度分の町民税非課税世帯に属する者

（健康被害発生時の報告）

第8条 町長は、病院若しくは診療所の開設者又は医師が予防接種による健康被害の症状を確認した場合には、速やかに予防接種後副反応報告書（定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて（平成25年3月30日付け健発0330第3号・薬食発033第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）別紙様式1）によって厚生労働省に報告するように協力を求めるものとする。

（健康被害の救済措置）

第9条 健康被害の救済措置については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）による副作用救済給付又は幸田町予防接種事故災害補償要綱（平成22年幸田町要綱第34号）による補償により、その健康被害の状況に応じ給付を行うものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、予防接種の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。